

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧				新					
料金表 第1表 接続料金 第3 その他の費用 2 その他の費用の額				料金表 第1表 接続料金 第3 その他の費用 2 その他の費用の額					
区分		単位	料金額	備考	区分		単位	料金額	備考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)	(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	1ポートごとに月額	88円	_____	(2) 中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	1ポートごとに月額	48円	_____
附則（令和8年3月30日東相制第000200000846号） （実施時期） 1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。									